

一般社団法人日本放射線看護学会 広報・渉外委員会規約

第1条（設置）

本委員会は、一般社団法人 日本放射線看護学会定款第31条に基づいて設置される委員会である。広報・渉外委員会の設置または解散は、理事会の決議による。

第2条（目的）

本委員会は、会員ならびに広く社会に対して本学会の活動について周知すること、他の学術団体及びその他の団体と連携・協働をはかることを目的とする。

第3条（任務）

本委員会は、本学会の広報のための広報誌（ニューズレター）の編集および発行、ホームページの管理等に関する業務を行う。他の学術団体と協働し必要な業務を行う。

第4条（構成）

本委員会は、委員長1名を置き、委員は、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得るものとする。

第5条（委員長の選出）

本委員会の委員長は、広報・渉外担当理事とする。

第6条（任期）

本委員会の委員長および委員の任期は、一般社団法人日本放射線看護学会定款第22条の任期と一致するものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合、補充にかかる委員の任期は前任者の在任期間とする。

第7条（運営）

委員長は、委員会を招集し、その運営にあたる。

第8条（予算）

本委員会の活動に関する経費は学会に計上する。

第9条（改廃）

この規約の改廃は委員会の議を経て、理事会が決定する。

付則

本規約は平成30年6月18日より施行する。